



福岡医発第3045号(地)

平成27年 2月12日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

中小企業再生支援協議会事業が対象とする「中小企業者」への
「医療法人」の追加について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり中小企業庁事業環境部金融課より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

現在、中小企業再生支援協議会においては、会社又は個人、協同組合等を中小企業者と位置付け、支援の対象とされておりますが、医療法人等からの支援対象とすることへの要望が多数あることや、医療法人は支援対象外でありながら個人の医師は対象とされていること等を勘案し、この度、「常時使用する従業員数が300人以下の医療法人」について、中小企業として中小企業再生支援協議会による経営改善・事業再生支援対象とされました。また、これに伴い別紙「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」Q&Aが改訂されております。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

[添付資料]

- 中小企業再生支援協議会事業が対象とする「中小企業者」への「医療法人」の追加について（日本医師会）
- 会員医療法人への周知依頼について（中小企業庁事業環境部金融課）
- 中小企業再生支援協議会事業が対象とする「中小企業者」に「医療法人」を追加しました
- 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領Q&A（新旧対照表）
- 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領Q&A（とけこみ版）
- （参考）中小企業再生支援協議会の概要

年税第 58 号
平成 27 年 2 月 4 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事

今村



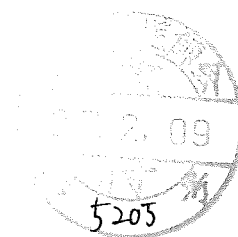
中小企業再生支援協議会事業が対象とする「中小企業者」への
「医療法人」の追加について

中小企業庁は、今般、中小企業再生支援協議会事業が対象とする「中小企業者」に「常時使用する従業員数が 300 人以下の医療法人」を追加し、これにあわせて「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」Q & A を改訂しました。

つきましては、中小企業庁より、別添の通り、周知の協力依頼がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

〔別添資料〕

- 会員医療法人への周知依頼について
- 中小企業再生支援協議会事業が対象とする「中小企業者」に「医療法人」を追加しました
- 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 Q & A (新旧)
- 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 Q & A (とけこみ版)
- (参考) 中小企業再生支援協議会の概要



平成 27 年 2 月 2 日

公益社団法人日本医師会 事務局 御中

中 小 企 業 庁
事 業 環 境 部 金 融 課

会員医療法人への周知依頼について

平素より大変お世話になっております。

中小企業庁では、中小企業に対する経営改善・事業再生支援に積極的に取り組んでおります。

こうした中、医療法人や金融機関から中小企業再生支援協議会において医療法人を支援対象とすることへのご要望を多数いただいているところであります。

現在、中小企業再生支援協議会においては、会社又は個人、協同組合等を中小企業者と位置付け、支援の対象としておりますが、上記のとおり、支援対象へのご要望をいただいていることや、医師の集合体であります医療法人という形態の場合には支援対象外でありながら、個人の医師は対象としていること等を勘案し、このたび、医療法人につきましても、中小企業として中小企業再生支援協議会による経営改善・事業再生支援を行うことといたしました。

貴会におかれましては、会員医療法人における経営改善・事業再生が進みますよう、会員医療法人あてに周知していただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、中小企業庁ホームページにおいても、本件関連情報を掲載しておりますので、併せて、下記中小企業庁ホームページアドレスもご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※中小企業庁 HP アドレス：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2015/150202saiseisienkyougikai.htm>

(本件に関する問い合わせ先)

中小企業庁事業環境部金融課 石津、笠行 (電話：03-3501-2876)

中小企業再生支援協議会における再生計画策定支援の対象に「医療法人※」を追加しました

(※)常時使用する従業員数が300人以下の医療法人が対象。

1 以下の医療法人を支援します

財務上の問題を抱えているが、事業性があり、事業再生意欲を持つ医療法人

例えば

- 事業自体は円滑に行われているが、過去の投資等による借入金の返済負担等で、資金繰りが悪化している
- 事業存続の見通しはあるものの、事業の見直しや金融機関との調整が必要になっている
- 金融円滑化対応等により、今まで資金繰りは安定していたが、今後の見通しに不安がある など

2 支援内容は以下のとおりです

再生に関するきめ細かい相談から再生計画策定支援まで、課題解決に向けた適切な支援が得られます。

第1次段階 窓口相談

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出します。
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを行います。
- 必要に応じて関係支援機関や支援施策を紹介します。

相談前に準備していただくもの

- 財務状況がわかる資料(直近三期分の決算書など)
- 医療法人等の概要がわかる資料
- その他、ご相談内容に応じて、準備いただく資料などが必要になる場合があります。詳しくは、各中小企業再生支援協議会にお問い合わせください。

協議会が必要と判断した場合

第2次段階 「再生計画」策定支援

- | | |
|------------------|--|
| 再生計画の策定支援 | 必要に応じて、専門家(中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士など)からなる「個別検討チーム」を結成し、具体的な再生計画(※)の策定を支援します。 |
| 関係機関との調整 | 必要に応じて関係金融機関との調整を行います。 |
| フォローアップ | 計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスなどを行います。 |

効果

雇用の維持・確保
地域経済への悪影響の回避等

※参考：再生計画(再生手法)の具体例
(中小企業向け支援事例)

- 金融機関のリスケジュール
- 中小企業再生ファンドによる債務圧縮
- 協議会版「資本的借入金」の活用
- 「第二会社方式」による再生計画 etc.

中小企業再生支援協議会とは

「中小企業再生支援協議会」(*)は、中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき、都道府県ごとに設置されている公正中立な公的機関です。

(※)中小企業再生支援協議会の他に、(独)中小企業基盤整備機構に設置された「中小企業再生支援全国本部」も同様の支援を行っています。

- 相談企業の秘密は厳守します。
- 企業・事業の再生実務経験が豊かな専門家が常駐して相談を受けます。
- 地域関係機関全体でバックアップ(必要に応じて関係支援機関や支援施策を紹介)

事業の再生は早期の対応が重要です。

まずは、お近くの「中小企業再生支援協会」にお問い合わせください。

【中小企業再生支援協議会連絡先】

北海道	札幌商工会議所	011-222-2829	滋賀県	大津商工会議所	077-511-1529
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021	京都府	京都商工会議所	075-212-7937
岩手県	盛岡商工会議所	019-604-8750	奈良県	奈良商工会議所	0742-26-6251
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3872	大阪府	大阪商工会議所	06-6944-5343
秋田県	秋田商工会議所	018-896-6150	兵庫県	神戸商工会議所	078-303-5852
山形県	(公財)山形県企業振興公社	023-646-7273	和歌山県	和歌山商工会議所	073-402-7788
福島県	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2562	鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6701
茨城県	水戸商工会議所	029-300-2288	島根県	松江商工会議所	0852-23-0701
栃木県	宇都宮商工会議所	028-610-4110	岡山県	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9682
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6505	広島県	広島商工会議所	082-511-5780
埼玉県	さいたま商工会議所	048-836-1330	山口県	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9931
千葉県	千葉商工会議所	043-201-3331	徳島県	徳島商工会議所	088-626-7121
東京都	東京商工会議所	03-3283-7425	香川県	高松商工会議所	087-811-5885
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5143	愛媛県	松山商工会議所	089-915-1102
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0096	高知県	高知商工会議所	088-802-1520
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-6235	福岡県	福岡商工会議所	092-441-1221
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構	055-220-2977	佐賀県	佐賀商工会議所	0952-27-1035
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5118	長崎県	長崎商工会議所	095-811-5129
愛知県	名古屋商工会議所	052-223-6953	熊本県	熊本商工会議所	096-311-1288
岐阜県	岐阜商工会議所	058-212-2685	大分県	大分県商工会連合会	097-540-6415
三重県	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3370	宮崎県	宮崎商工会議所	0985-22-4708
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663	鹿児島県	鹿児島商工会議所	099-805-0268
石川県	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189	沖縄県	那覇商工会議所	098-868-3760
福井県	福井商工会議所	0776-33-8293		中小企業再生支援全国本部	03-5470-1477

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領Q & A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
Q A 1 ～ 9 (略) (対象企業) Q 1 0. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。 A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」の<u>他に、中小企業信用保険法と同様に、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人</u>です。 Q A 1 1 ～ 3 9 (略)	Q A 1 ～ 9 (略) (対象企業) Q 1 0. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。 A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」のとおりです。 Q A 1 1 ～ 3 9 (略)

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」 Q & A

平成27年2月2日改訂

【総論】

Q 1. このQ & Aは、どのような位置付けになるのですか。

A. 各認定支援機関による中小企業再生支援協議会事業（以下、「協議会事業」といいます。）の手続を定めた中小企業再生支援協議会事業実施基本要領（以下、「本基本要領」といいます。）について、実務上留意すべき事項を中小企業庁においてまとめたものです。

Q 2. 本基本要領制定の目的はどのようなものですか。

A. 各経済産業局からの委託により認定支援機関が協議会事業を実施するにあたり、協議会事業が対象とする企業、協議会事業における私的整理の進め方、再生計画案の内容等について統一的ルールを整備することにより、各認定支援機関による案件処理水準を向上させるとともに、外部信頼性の強化をはかることを目的としています。

各認定支援機関は、本基本要領に定められた手順に準拠して、私的整理を実施することとなります。以下、本基本要領に定められた手順に準拠して実施する私的整理を「協議会スキーム」といいます。

Q 3. 協議会事業を行うにあたり、認定支援機関はどのような立場に立つのでしょうか。

A. 認定支援機関は、事業者（債務者）の代理人でも債権者（金融機関等）の代理人でもなく、中立公正な第三者として、協議会事業を行わなければなりません。すなわち、認定支援機関（及び業務を実施する支援業務部門）は、中立的な立場で、再生計画案の策定支援、再生計画案の調査報告及び債権者との合意形成に向けた調整等を実施する必要があります。

なお、私的整理に関するガイドラインでは、債務者企業に代理人弁護士が就き金融機関等との協議交渉を行うのが通例ですが、協議会事業においては、相談に来る事業者（債務者）に代理人弁護士が就いているケースは稀であり、資金繰りなど窮境にある状況から取引金融機関との間で合理的な協議交渉ができていないケースもあります。そのような場合において、事業者が合理的でない不利益を受けないよう、認定支援機関としては、中立公正な立場から配慮する必要があります。

Q 4. 支援業務部門とは、どのような部門ですか。

A. 支援業務部門は、認定支援機関に設置される部門であり、再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する部門です。支援業務部門には、再生支援の専門家である統括責任者と統括責任者補佐が配置されます。（本基本要領 4.（1））

Q 5. 協議会スキームは、「私的整理に関するガイドライン」とは異なる手続なのですか。

A. 「私的整理に関するガイドライン」は、企業の私的整理に関する基本的な考え方を整理し、私的整理の進め方、対象となる企業、再建計画案の内容等についての関係者の共通認識を醸成するために、平成 13 年 6 月に「私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、取りまとめられたものであり、私的整理を公正かつ迅速に行うための準則として、金融界と産業界を代表する者が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定されたものとされています（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q2】、【Q7】）。

本基本要領は、認定支援機関による中小企業を対象とした私的整理の準則を定めるものであるため、上記経緯により策定された私的整理の準則である「私的整理に関するガイドライン」をベースとして、中小企業の特性や地域の特性を考慮して策定したものです。

したがって、「私的整理に関するガイドライン」と協議会スキームは別の手続ではありますが、協議会スキームを具体的に遂行するにあたっては、「私的整理に関するガイドライン」における解釈を参照すべきと考えます。以下の Q&A においても、「私的整理に関するガイドライン」Q&A を引用又は参照しています。

Q 6. 協議会スキームと「私的整理に関するガイドライン」の相違点は何ですか。

A. 協議会スキームと「私的整理に関するガイドライン」は別の手続であり、具体的な手続において種々の相違がありますが、主要な相違点は以下のとおりです。

- ① 協議会スキームは、対象企業が中小企業者に限定されています。
- ② 「私的整理に関するガイドライン」では、債務者が主要債権者に対してこのガイドラインによる私的整理の申し出をし、主要債権者が検討の結果、一時停止の通知をするのが相当であると判断したときは、主要債権者と債務者が連名で、対象債権者に対し一時停止の通知を発し、この通知を発した段階で、このガイドラインによる私的整理手続が開始することとされており、主要債権者が主体的に手続を遂行することとされています。（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q15】参照）

これに対し、協議会スキームは、相談企業が支援業務部門に対し再生計画策定支援の申込を行い、これを受け、統括責任者が、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、再生計画策定支援（第二次対応）の開始を決定し、支援業務部門が手続を遂行します。

③ 「私的整理に関するガイドライン」は、手続の開始に際し、一時停止の通知を行うことが求められていますが、協議会スキームにおいては、一時停止の通知は行われません。（Ｑ２１を参照）

④ 「私的整理に関するガイドライン」では、再建計画の内容として、再建計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から３年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容を求められていますが、協議会スキームでは、再生計画の内容として、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から５年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容が求められています（本基本要領６．（５）②）。また、協議会スキームでは、再生計画の内容として、再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね１０倍以下となる内容が求められていますが（本基本要領６．（５）④）、この基準は「私的整理に関するガイドライン」には規定されていません。

なお、協議会スキームでは、債権放棄等を要請する内容を含まない再生計画の場合には、上記の実質的債務超過解消年数や有利子負債の対キャッシュフロー比率の基準を満たさない再生計画の策定が許容されています（本基本要領６．（５）⑨）。

Ｑ７． 再生計画において、法人税法第２５条第３項及び第３３条第４項（平成１７年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第５９条第２項第１号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける場合の手続はどのようなになりますか。

Ａ．法人税法第２５条第３項及び第３３条第４項（平成１７年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第５９条第２項第１号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に従う必要があります。同策定手順は、一時停止の通知、再生計画検討委員会の設置、「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」に基づいた資産評定などの点で、本基本要領に定められた手順（協議会スキーム）と異なります。

Ｑ８． 協議会スキームによって債権放棄が行われた場合の債権者側の税務処理はどのようなになりますか。

Ａ．協議会スキームによって債権放棄が行われた場合の債権者側の税務処理、すなわち、債権放棄額について損金算入が認められるかについては、現行の法人税法、所得税法等の法令及び通達に規定するところによります。

協議会スキームに基づき策定された再生計画により債権放棄が行われた場合、債権者側の税務処理については、法人税基本通達９－４－２に定める「合理的な再建計画に基

づく」債権放棄に該当し、債権放棄額は税務上損金算入され得るか否かに関しては、平成15年7月28日に国税庁に「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再生計画（A社及びB社のモデルケース）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月31日に国税庁から当該モデルケースについて差し支えない旨回答をいただいております。

Q9. 協議会スキームによって債務免除が行われた場合の債務者側の税務処理はどのようなになりますか。

A. 協議会スキームによって策定された再生計画により債務免除が行われた場合、債務者側の税務処理については、法人税基本通達12-3-1(3)に定めるとおり、原則として、債務の免除等の決定について恣意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理に該当し、法人税法第59条「資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入」の適用があるものと考えられますが、これを確認するため、平成15年7月28日に国税庁に「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再生計画（A社及びB社のモデルケース）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」照会を行い、同月31日に国税庁から当該モデルケースについて差し支えない旨回答をいただいております。

なお、Q7のとおり、平成17年度税制改正による資産評価損益の計上や期限切れ欠損金の優先利用の適用を受ける再生計画を策定する場合は、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に従う必要があります。

【各論】

（対象企業）

Q10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。

A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」の他に、中小企業信用保険法と同様に、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人です。

産業競争力強化法

第2条（定義）

17 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以

- 下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

Q 1 1. 協議会スキームの対象となる企業はどのような企業ですか。

A. 本基本要領 6.（1）に規定する要件を満たす中小企業者が対象となります。

Q 1 2. 『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは具体的にどのような再生計画を意味するのですか。（本基本要領 6.（1）②）

A. 再生計画案における金融支援の内容としては、第一に、リスケジュールや DDS による条件変更による方法、第二に、直接債権放棄、実質的な債権放棄、DES により相談企業の債務の一部減免を求める方法の、大別してふたつの方法があります。

『債権放棄等の要請を含む再生計画』とは、金融支援の内容として、後者の方法を含む再生計画を意味します。『債権放棄等の要請を含む再生計画』を策定する場合は、再生計画案の内容（同 6.（5）⑥、⑧、⑨）、再生計画案の調査報告の内容（同 6.（6）②）等において、条件変更だけの場合と比較してより厳格に規定されています。

Q 1 3. 『実質的な債権放棄』とは具体的にどのような手法ですか。（本基本要領 6.（1）②）

A. 『実質的な債権放棄』とは、相談企業の事業を会社分割又は事業譲渡により別会社に譲

渡した後、相談企業について特別清算手続又は破産手続を申立て、当該手続の中で対象債権者から債権放棄を得る手法をいいます。

Q 1 4. 『事業価値が著しく毀損する』とは具体的にどのようなことですか。(本基本要領 6.(1)④)

A. 『事業価値が著しく毀損する』とは、例えば、法的整理になると納入業者まで巻き込んだ整理となるため、納入業者が競争力のある商品の納入を拒むなどのために営業が継続できなくなったり、また、法的整理で再建を目指した場合、倒産のレッテルが貼られ、ブランドイメージが劣化し、ユーザーが債務者の製品・商品の購入や発注を回避し、結果として事業が成り立たなくなっている、清算に向かわざるを得なくなるケースなどを指しています。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q13】)

Q 1 5. 債権者にとっての『経済的な合理性』とは具体的にどのようなことですか。(本基本要領 6.(1)⑤)

A. 債権者の『経済的な合理性』とは、債権放棄を行うことで、債務者企業の再生に繋がり、当該企業向けの残存債権の回収がより確実になることにより、債権者の損失が最小限に抑えられることをいいます。すなわち、各債権者にとっては、債務者が例えば破産法や民事再生法などの法的倒産処理手続に至った場合に想定される回収額よりも、私的整理において債権放棄を実施し事業を継続させながら、回収を図った方がより多くの回収が見込めることなどがこれに該当します。(「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q14】)

なお、当該企業からの残存債権の回収について、法的倒産処理手続に至った場合に想定される回収額よりも多くの回収が見込めるか判断が困難な場合であっても、当該企業が法的倒産処理手続に至ったことによって取引先企業が連鎖倒産し、取引先企業向けの残存債権の回収ができなくなることにより債権者の損失の拡大が想定される場合等においては、取引先企業の連鎖倒産による損失をも考慮に入れて『経済的な合理性』を判断することもあり得ると考えます。

(再生計画策定支援の開始)

Q 1 6. 『主要債権者』及び『対象債権者』とはそれぞれ具体的にどのような債権者を意味するのですか。

A. 『主要債権者』とは、対象債権者のうち、相談企業(債務者)に対する債権額が上位のシェアを占める債権者です(本基本要領 4.(3)②)。『対象債権者』とは、相談企業(債務者)の取引金融機関等の債権者であって、再生計画が成立した場合に金融支援の要請

を受けることが予定される債権者です（本基本要領4.（2）②）。（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q8】参照）

Q 1 7. 主要債権者又は対象債権者となる『取引金融機関等の債権者』とはどのような債権者ですか。

A. 一般の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、信用保証協会、政府系金融機関を意味します。また、金融機関等から債権の譲渡を受けた債権回収会社（サービサー）やファンドといった金融債権者も含まれます。

商取引債権者は、原則として対象債権者に含まれませんが、多額の債権を有し、債務者との間で密接な関係（資本関係や取引関係など）がある場合など、その債権者の協力を得なければ再生が難しい場合には、その債権者を主要債権者又は対象債権者とすることはあり得ると考えます。（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q8】【Q17】参照）

なお、商取引債権者を対象債権者に含める際には、とりわけ当該対象債権者が大企業でない場合においては、その商取引債権者と債務者との取引関係やその商取引債権者と対象債権者との金融取引関係等の事情により、対象債権者とされることを事実上強制されることがないよう配慮する必要があります。

Q 1 8. 再生計画策定支援の開始にあたり主要債権者の意向を確認するとされていますが、どの程度の確認がなされますか。（本基本要領6.（2）①）

A. 再生計画策定支援を開始するか否かを判断するための意向確認ですので、具体的な再生計画への同意の可能性を確認する必要はありません。その相談企業について事業性が認められない等の理由により破産的清算を求めるなど、主要債権者がその相談企業の事業の再生を検討することに対して否定的でないことが確認されれば足ります。

Q 1 9. 再生計画策定支援（第二次対応）の開始の時点はいつですか。

A. 相談企業から支援業務部門に対する再生計画策定支援の申込みを受け、統括責任者が、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、再生計画の策定を支援することを決定した時点で、再生計画策定支援（第二次対応）を開始します（本基本要領6.（2）②）。再生計画策定支援の開始を決定した場合には、その旨を相談企業に通知します（本基本要領6.（2）④）。

また、必要に応じて、主要債権者及び対象債権者にも通知します。

Q 2 0. 再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合等は、どうするのですか。

A. 統括責任者が、相談企業について再生計画の策定を支援することが適当であると判断できない場合は、基本的には再生計画策定支援（第二次対応）を開始しません。もっとも、例えば再生の対象となる事業に事業価値があるかの判断が困難であるものの、事業面での支援を行うことにより再生の対象となる事業に収益性や将来性が生まれる可能性が見込まれる場合などに、中小企業診断士等の外部専門家を補助者として活用し事業面の支援を行うことにより（本基本要領6.（2）③）、再生の対象となる事業に収益性や将来性が認められ、再生計画の策定を支援することが適当であると判断できた場合には、その時点で、再生計画策定支援（第二次対応）を開始することができます。

Q 2 1. 協議会スキームにおいて『一時停止』の通知はなされないのですか。

A. 「私的整理に関するガイドライン」において、『一時停止』とは、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置だけでなく、債務者が通常の営業の過程で行う資産処分、新債務の負担、一部の対象債権者に対する弁済などを禁止するものと定義されており、主要債権者と債務者が連名で対象債権者に『一時停止』の通知を発することにより、同ガイドラインによる私的整理手続が開始するとされています（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q15】【Q25】参照）。

これに対し、協議会スキームでは、対象債権者に『一時停止』の通知はなされません。もっとも、協議会スキームによる私的整理手続の遂行に際し、債務者（相談企業）の資金繰り等の事情から必要性が認められる場合には、統括責任者と債務者の連名で書面等により対象債権者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の停止や猶予を求める『返済猶予の要請』や対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差し控えの要請を行うことがあります。

なお、法人税法第25条第3項及び第33条第4項（平成17年度税制改正によるいわゆる資産評価損益の計上）並びに同法第59条第2項第1号（同改正によるいわゆる期限切れ欠損金の優先利用）の適用を受ける再生計画を策定する場合には、本基本要領に定められた手順ではなく、中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に定められた手順に従う必要がありますが（Q7）、同策定手順では、『返済猶予の要請』とは異なり、「私的整理手続に関するガイドライン」と同様に『一時停止』の通知がなされることとされています（同策定手順4. 参照）。

（個別支援チームの編成）

Q 2 2. 個別支援チームはどのような立場に立つのですか。

A. 個別支援チームは、支援業務部門の下に組成され、相談企業（債務者）と対象債権者のいずれの立場にも立たない中立公正な立場から、再生計画案の策定支援を実施します。

Q 2 3. 個別支援チームのメンバーは誰が委嘱するのですか。

A. 統括責任者が個別支援チームのメンバーを選任し、認定支援機関が委嘱します。

Q 2 4. 個別支援チームのメンバーには、どのような専門家が参画するのですか。

A. 個別支援チームには、必要に応じて、公認会計士、税理士、弁護士又は中小企業診断士等が参画します。(本基本要領 6. (3) ①)

(再生計画案の作成)

Q 2 5. 再生計画案は誰が作成するのですか。

A. 再生計画案は相談企業が作成するものです。個別支援チームは、相談企業による再生計画案の作成を支援するに過ぎません。

(再生計画案の内容)

Q 2 6. 『有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね 10 倍以下』とありますが、具体的にどのような方法で算出するのですか。(本基本要領 6. (5) ④)

A. 平成 14 年 12 月 19 日付「企業・産業再生に関する基本指針」(産業再生・雇用対策戦略本部決定) 及び平成 15 年 4 月 10 日付「我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針」(経済産業省告示第 129 号) に定義された以下の算出方法によります。

$$\frac{\text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{前事業年度からの引当金の増減額}} \leq 10$$

※1) 有利子負債

有利子負債＝短期借入金＋割引手形＋長期借入金（1 年以内に返済予定のものを含む。）
＋社債（1 年以内に償還予定のものを含む。）

※2) 運転資金

運転資金＝売掛債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、運転資金の計算において、売上債権中の回収不能額や棚卸資産中の不良在庫などは控除する。

※3) 留保利益

留保利益＝経常利益－法人税及び住民税等(注イ)－社外流失（配当・役員賞与）(注ロ)

(注イ) 法人税及び住民税等

法人税及び住民税等とは、経常利益に対する法人税、住民税及び法人事業税（以下、「法人税等」と

いう。)のことであり、その予想額算出に当たっては、経常利益に法人税等の実効税率を乗じて算出することができる。

(注^ロ) 社外流失

社外流失の算定にあたっては、(算定時点における) 予想数値を用いることとする。

※4) 減価償却費

減価償却費は、過去の実績や今後の設備投資計画に基づき、その予想額を算出する。

※5) 引当金

引当金に係る計算に関しては、次に掲げる引当金は含まないものとする。

- 賞与引当金、退職給付引当金
- 特別損益の部において繰り入れ又は取り崩しが行われる引当金

なお、企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、有利子負債の対キャッシュフロー比率が10倍を超える比率となることも許容されます(本基本要領6.(5)④括弧内)。

Q27. 『経営者責任』、『株主責任』とはどういうことですか。(本基本要領6.(5)⑤、⑥)

A. 私的整理により債権放棄を受ける場合には、モラルハザード対策を講じるべきであり、債権者・債務者間のみならず、社会的にも納得できる形で経営者責任・株主責任をとることが正義に適うと考えられます。〔私的整理に関するガイドライン〕Q&A【Q40】

Q28. 『経営者責任の明確化』とは具体的にどのようなことですか。経営者の退任が求められるのですか。(本基本要領6.(5)⑤)

A. 協議会スキームにおいては、経営者の退任を必須とするものではありません。経営者責任の明確化としての経営者の退任は、窮境原因に対する経営者の関与度合、対象債権者による金融支援の内容、対象債権者の意向、相談企業の事業継続における経営者の関与の必要性など種々の事情を考慮して、個別に対応すべきであり、経営者責任の明確化の内容としては、役員報酬の削減、経営者貸付の債権放棄、私財提供や支配株主からの脱退等により図ることもあり得ると考えます。

Q29. 『株主責任の明確化』とは具体的にどのようなことですか。(本基本要領6.(5)⑥)

A. 私的整理において債権放棄を受ける場合には、経営者だけでなく株主も相応の責任をとるべきです。その内容としては、減資や株式の無償譲渡により支配株主の権利を消滅させることはもとより、減増資により既存株主の割合的地位を減少又は消滅させる方法があります。〔私的整理に関するガイドライン〕Q&A【Q40】参照) なお、一般株主に

については、支配株主のような経営への関与が認められないのが通例であるため、そのような場合には、支配株主とは別に取り扱うこともあり得ると考えます。

また、『実質的な債権放棄』（Q13 参照）の場合には、特別清算手続又は破産手続の中で株主責任が果たされることになります。

Q 3 0. 債権放棄のカット率は対象債権者間で同一でなければならないのですか。

A. 『再生計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし』とは、債権者の負担についての「基本的考え方」「考え方の軸」を示しています。個別のケースでは、各債権者との交渉の過程で各債権者の合意可能な水準に定められるのが一般的です。したがって、債権放棄のカット率が債権者間で同一でなければならないことを意味しているものではありません。（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q42】）

Q 3 1. 『衡平性の観点から、個別に検討する』とは具体的にどのようなことですか。（本基本要領 6.（5）⑦）

A. 対象債権者の負担割合を個別に検討する場合には、衡平性の観点すなわち実質的な平等を担保するために、債務者に対する関与度合、取引状況等を考慮する必要があります。例えば、関与度合、取引状況が同等である債権者同士をグルーピングし同一の負担とする方法も考えられます。また、各債権者の債権カット率が異なることのみならず、ある債権者は DES により債権を株式に転換したり、新たなリファイナンス資金を貸し付けたりするような形で再生計画に協力することも考えられます。（「私的整理に関するガイドライン」Q&A【Q43】参照）

（再生計画案の調査報告）

Q 3 2. 調査報告書は誰が作成するのですか。

A. 統括責任者が調査報告書を作成します。なお、弁護士が個別支援チームに参画した場合は、同弁護士が債権放棄等の要請を含む再生計画案の場合は原則として個別支援チームに参画した弁護士が、調査報告書を作成することができます。（本基本要領 6.（6）①）

（債権者会議の開催と再生計画の成立）

Q 3 3. 債権者会議は必ず開催しなければならないのですか。

A. 対象債権者が一堂に会する債権者会議を開催することが望ましいですが、債権者会議を開催せず、再生計画案の説明等を持ち回りにより実施し、対象債権者から各別に同意不

同意の意見を書面で表明してもらう方法によることも許容されます。(本基本要領6.(7)①)

Q34. 大部分の債権者が再生計画案に同意したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどうなるのですか。

A. 協議会スキームは私的整理手続であり、多数決で決することはできませんから、同意が得られない対象債権者を拘束することはできません。したがって、一部の対象債権者から同意が得られないときは、再生計画は成立しないこととなります。

もっとも、同意が得られなかった対象債権者を除外しても再生計画の実行上影響がない(再生計画の実行が可能である)と判断できる場合には、当該不同意の対象債権者からの金融支援を除外した変更計画を作成し、変更計画について不同意の対象債権者を除外した全ての対象債権者の同意を得た場合には、変更計画につき再生計画を成立させることは可能です。(本基本要領6.(7)③)

(その他)

Q35. 成立した再生計画は公表されるのですか。

A. 中小企業庁が、全国の案件について、基本的には、①相談企業の概要(事業内容、現状に至った経緯、債務の状況等)、②再生計画の概要(再生計画の目標、事業面での再生及び財務面での再生の具体的な内容等)をまとめたものを公表します。もっとも、相談企業名は、相談企業が同意した場合を除き公表しません。(本基本要領7.(1)、(2))

Q36. 平成24年5月の改訂により、財務面及び事業面の調査分析は行わないこととなるのですか。

A. 従来、協議会では、再生計画策定支援(第二次対応)において、個別支援チームの外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握していました。

平成24年5月の改訂では、出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を行う観点から、個別支援チームは、金融機関等が保有する相談企業の財務面及び事業面の情報や必要な調査等により、相談企業の財務及び事業の状況を把握することとなります(あらかじめ相談企業が財務面及び事業面の調査分析を実施したうえで、相談の申し込みを行う場合も考えられます)。

ただし、協議会が必要不可欠と認める場合は、外部専門家による財務面及び事業面の調査分析を実施することとなります。(本基本要領6.(4)①)

Q 3 7. 外部専門家による調査分析が必要不可欠な場合とは、具体的にどのようなケースですか。(本基本要領6.(4)①)

A. 外部専門家による調査分析が必要不可欠な場合とは、外部専門家による調査分析がない再生計画案では対象債権者から同意が得られないようなケースです。

具体的には、例えば以下のようなケースが想定できます。

(例)

- ・相談企業の負債総額が一定規模以上（例えば、10 億円程度）で、債権者間の調整・合意が困難と予想されるケース
- ・実質債務超過解消のため、大幅な債権放棄等が必要となるケース

Q 3 8. 平成24年5月の改訂により、協議会が策定支援した再生計画は、金融庁の監督指針や検査マニュアル上の取り扱いについて変更があるのでしょうか。

A. 協議会が策定支援した再生計画は、一定の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えないとされています。平成24年5月の改訂後も、その取扱いに変更はありません。なお、実抜計画等の取扱いについては以下を参考として下さい。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（平成25年11月）

Ⅲ－4－9－4－3（2），③，ハ

．（中略）実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。

- 一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること
- 二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと
- 三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

（注2）「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。

（注3）中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事

業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 2 条第 25 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。（以下、省略）

「貸出条件緩和債権関係 Q&A 」

（問 2 8）「抜本的な」の要件である、

（1） （中略）

（2）「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと」

の主旨如何。

（答）

1. 貸し手の金融機関と借り手の企業間で再建計画を策定し事業再生を進めていく場合、当該企業に対する債権が貸出条件緩和債権(要管理債権)から上方遷移するために再建計画が満たすべき基準としては、①「実現可能性の高い」及び②「抜本的な」という大別して 2 つの要件を満たすことが必要である旨規定している。

2. このうち、「抜本的な」という要件の趣旨は、以下のとおり。

（1） （中略）

（2） 「なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。」

中小企業においては、大企業と比較してリストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかることが多い。そこで、

i) 監督指針が「債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長」を認めていること、

ii) 「私的整理に関するガイドライン」において、「中小企業においては合理的な理由があれば、柔軟な活用もあり得る」としており、中小企業の再建計画の策定を実務的にサポートする中小企業再生支援協議会においても、これを踏まえ、債務超過の解消年数は 5 年以内としていること、

iii) 検査マニュアルでは概ね 5 年以内（5～10 年で概ね計画どおり進捗している場合を含む）に正常先となる経営改善計画が策定されていれば破綻懸念先から要注意先以上へのランクアップを認めていること

等を勘案し、中小企業に限り、検査マニュアルを参照して、卒業基準（要管理債権からのランクアップ基準）を「計画期間が概ね5年以内（5～10年で概ね計画どおり進捗している場合を含む）で、計画終了後正常先となる経営改善計画が策定されていること」に緩和することとしている（※）。

（※）金融検査マニュアルにおける「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」を、監督指針における「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と同義とみなして、差し支えない。

（※）合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画については、「金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能となる場合」は計画終了時点における債務者区分が要注意先でも差し支えない。

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」

検証ポイント5（2）

- ・貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準については、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（Ⅲ－4－9－4－3（2），③，ハ）（注）において記載されているところである（以下、省略）

Q 3 9． 再生計画策定支援が完了した案件のモニタリングはどのように行われるのでしょうか。（本基本要領8）

A．協議会では、再生計画が成立してから概ね3事業年度（計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、モニタリングに必要な期間を定めますが、平成24年5月の改訂により出来る限り迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施するに当たり、今後は、少なくとも半年毎のモニタリングを実施します。

計画の実施支援は、主要債権者の主体的な関与が必要となりますが、協議会では必要に応じ、外部専門家の協力を得るなどしてモニタリングをサポートします。

以上

中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会は、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業の再生を支援するため、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、都道府県ごとに設置。

中小企業再生支援協議会の構成及び設置状況

認定支援機関(競争力強化法第127条)

中小企業再生支援協議会 (競争力強化法第128条)

全体会議

地域の実情を踏まえ、具体的な業務実施方針・方法、その他必要な事項を定める。

指導・助言

報告・相談

支援業務部門

中小企業の再生に係る相談に応じるとともに、必要な場合には、再生計画の策定支援を行う。

中小企業や事業の再生等に知見と経験を有する者が常駐専門家として対応(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関出身者等)

再生計画策定支援をする場合に設置

個別支援チーム

・常駐専門家
・外部専門家

中小企業再生支援協議会の再生支援の流れ

窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

- ・面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- ・課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- ・必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画を作成して金融機関と調整する必要があると協議会が判断した場合

再生計画策定支援 (第二次対応)

再生計画の策定支援

・専門家(弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等)からなる個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援

関係機関との調整

・関係金融機関等との調整を実施

フォローアップ

・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

中小企業再生支援協議会の活動実績

相談対応

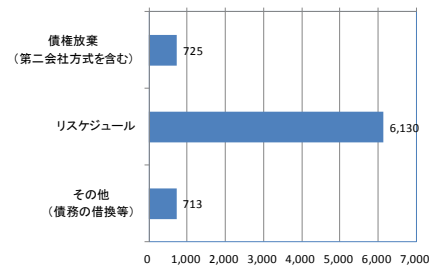
- ・平成25年度の相談対応は4,128社(前年3,712社)。
- ・平成15年2月の設置以降、平成25年度第4四半期までの相談対応累計は31,721社。

再生計画策定完了

- ・平成25年度の再生計画策定完了は2,537社(前年同期は1,511社)。
- ・平成25年度第4四半期までの再生計画策定完了累計は7,248社。

再生手法(平成25年度末時点)

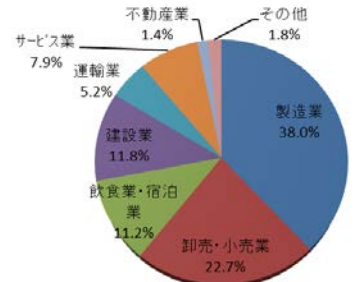
※再生計画策定完了累計7,248社の内訳



※上記手法を複数実施している案件がある。

業種特性(平成25年度末時点)

※再生計画策定完了累計7,248社の内訳



都道府県	設置主体(認定支援機関)
北海道	札幌商工会議所
青森県	(公財)21あおもり産業総合支援センター
岩手県	盛岡商工会議所
宮城県	(公財)みやぎ産業振興機構
秋田県	秋田商工会議所
山形県	(公財)山形県企業振興公社
福島県	(公財)福島県産業振興センター
茨城県	水戸商工会議所
栃木県	宇都宮商工会議所
群馬県	(公財)群馬県産業支援機構
埼玉県	さいたま商工会議所
千葉県	千葉商工会議所
東京都	東京商工会議所
神奈川県	(公財)神奈川県産業振興センター
新潟県	(公財)にいがた産業創造機構
長野県	(公財)長野県中小企業振興センター
山梨県	(公財)やまなし産業支援機構
静岡県	静岡商工会議所
愛知県	名古屋商工会議所
岐阜県	岐阜商工会議所
三重県	(公財)三重県産業支援センター
富山県	(公財)富山県新世紀産業機構
石川県	(公財)石川県産業創出支援機構
福井県	福井商工会議所

都道府県	設置主体(認定支援機関)
滋賀県	大津商工会議所
京都府	京都商工会議所
奈良県	奈良商工会議所
大阪府	大阪商工会議所
兵庫県	神戸商工会議所
和歌山県	和歌山商工会議所
鳥取県	(公財)鳥取県産業振興機構
島根県	松江商工会議所
岡山県	(公財)岡山県産業振興財団
広島県	広島商工会議所
山口県	(公財)やまぐち産業振興財団
徳島県	徳島商工会議所
香川県	高松商工会議所
愛媛県	松山商工会議所
高知県	高知商工会議所
福岡県	福岡商工会議所
佐賀県	佐賀商工会議所
長崎県	長崎商工会議所
熊本県	熊本商工会議所
大分県	大分県商工会連合会
宮崎県	宮崎商工会議所
鹿児島県	鹿児島商工会議所
沖縄県	那覇商工会議所

〇認定支援機関の内訳

商工会議所	31
県中小企業支援センター	15
県商工会連合会	1
計	47

〇常駐専門家の内訳

・弁護士	3
・金融機関出身者	242
・中小企業診断士	27
・信用保証協会出身者	14
・税理士	9
・公認会計士	26
・その他(中小企業支援機関等)	11

計 332
(平成26年5月1日現在)